

確 約 書

中国平安人寿保险股份有限公司（以下「甲」という。なお、本件株式（以下に定義される。）に係る取引については、中国平安資産管理（香港）有限公司が甲を代理して行われるものとする。）及び塩野義製薬株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年7月29日割当予定の乙株式635万6000株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2020年7月29日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020年7月27日

乙 (住 所) 大阪市中央区道修町3丁目1番8号
(名 称) 塩野義製薬株式会社
(代表者名) 手代木功代表取締役社長



2020年7月27日

甲（住 所） 中国広東省深圳市福田区益田路5033号
平安金融センター 14、15、16、37、41、
44、45、46階

（名 称） 中国平安人寿保险股份有限公司

（代表者名） 董事長 丁新民

上記代理人

中国平安資産管理（香港）有限公司

